

所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会

【日時】 令和 7 年 12 月 2 日(火)9:30~17:30

【開催場所】茨城県石岡市大増地先(現地検討)

サポート・ワン(検討委員会)

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学 名誉教授

<委員>

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

河合 智 郡上森林マネジメント協議会 事務局長

村野章人 群馬県 環境森林部森林局 林政課 政策企画係

<茨城県(臨時出席)>

西丸昂汰 茨城県 農林水産部 林政課 森づくり推進室 主任

国谷直樹 茨城県 県南農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 林業振興課 課長

井川貴博 茨城県 県南農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 林業振興課 主任

<福井県(臨時出席)> (オンライン)

齋藤年央 福井県 農林水産部 森づくり課 森林計画グループ 主任

高田 学 福井県 奥越農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課 主任

丸葉正貴 大野市 地域経済部 農業林業振興課 林業農地・鳥獣害対策グループ 主査

牧田紀子 一般財団法人 越前おおの農林楽舎 主査

豊岡 正 福井県山林協会 専務理事

<林野庁>

城 風人 森林利用課 森林集積推進室 室長

大村 侑 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

伊藤 翼 経営課 組合事業班 経営対策官

<事務局>

株式会社四門 宮寺、織田、古屋、古谷、山本

目次

【開催挨拶】	2
【1.茨城県石岡市における取組】	
事前説明	4
意見交換	11
【2.ケーススタディ⑰福井県大野市における取組状況】	16
【3.改正法の施行に向けた検討事項について】	31

【開催挨拶】

- 事務局 本日まで出席の皆様にご案内を致します。まもなく委員会の開始時刻ですが、その前に、配布資料の確認をさせていただきます。皆様の机上には、議事次第と資料1-1（共有者不明森林における森林整備の推進について～認可地縁団体制度を活用した取組～）、資料1-2（茨城県石岡市における取組）、資料2（ケーススタディ⑰（福井県大野市））、資料2の事前質問をまとめたものと、資料3（改正森林経営管理法に係る検討事項について）、資料3の別添資料を配布しています。足りない資料などがございましたら、事務局までお知らせくださいますよう、お願いいたします。
- 事務局 それではただいまから、「所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会」を開催いたします。私は、司会を務めます株式会社四門の宮寺と申します。どうぞよろしくお願い致します。始めに、林野庁森林利用課の城室長、ご挨拶をお願いいたします。
- 城室長 皆様、おはようございます。本日の検討委員会は現地調査を兼ねて、現地調査と議題ということで、茨城県の皆様にお集まりいただきまして、我々もお邪魔しております。石岡市の所有者不明の共有林で、その一つの解決策と言いますか、方向性として、認可地縁団体制度を活用した事例ということを実施いただきましたので、それについて現地も含めて、いろいろお話しを伺い、質問や意見交換をするということと、森林経営管理法の改正法も来年4月施行ということで、施行も近づいてまいりましたので、主にこの改正をきっかけに見直す運用ですとか、改正内容に係る法律的な観点、運用についてどのように行っていくかということ、ぜひ皆様からの意見を聞いて意見交換させていただければと思います。いつもと違って現地もでございます。時期的に寒い時期でございますので、皆様、防寒はしっかりしていただいて、怪我のないよう、意見交換ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、植木委員長からも一言頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

植木委員長 おはようございます。年一遍の現地検討会、大変楽しみにしておりました。この時期ですから寒いかなと思いましたが意外と暖かくて、実り多い現地視察ができるかなと思っています。今日は議題が三つあります。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。改めまして、ご挨拶いただきました植木委員長をはじめとしまして、本日は委員の皆様、野村委員、品川委員、片山委員、河合委員、村野委員、委員の皆様のほかに茨城県から西丸様、国谷様、井川様、つくばね森林組合から櫻井様、清水様にご参加いただいております。お忙しいところ、ご対応いただきましてありがとうございます。なお、林野庁からは城室長、伊藤経営対策官、大村係長、四門からは宮寺、織田、古屋、古谷、山本が参加いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。本日の議題は大きく分けまして三つとなっております。まず、茨城県石岡市における取組について、資料1-1、1-2を使いましてご説明した後、車で移動しまして現地検討を実施、再び会議室に戻りまして、意見交換を行います。ちなみに次第に記載はありませんが、現地からこちらへ戻る途中に筑波山の試験地を遠望できる場所がございますので、そちらに少し立ち寄る予定です。続いて、資料2を使いまして、福井県大野市のケーススタディをご紹介します。ご議論をいただきます。最後に、資料3を使いまして、改正森林経営管理法施行に向けた検討事項について、ご説明の後、ご議論いただきたく存じます。

【1. 茨城県石岡市における取組】

事前説明

事務局 まず、茨城県石岡市における取組について、茨城県県南農林事務所林業振興課の井川様より、林業普及指導の取組として実施された石岡市大増共有林における認可地縁団体制度を活用した事例について、資料1-1を用い、ご紹介いただきます。

井川主任 ご紹介にあずかりました茨城県県南農林事務所の井川と申します。今回は普及指導員という立場で、地元の共有林管理団体から森林整備に向けたご相談を受けて、地元のつくばね森林組合さんと協力しながら、認可地縁団体制度を活用して森林整備を進めていくという流れを説明させていただきます。まず、タイトルですが、「共有者不明森林における森林整備の推進について」ということで、こちらは大増共有林がある山の風景でございます。1ページめくっていただいて、地域の概要を説明させていただきます。左側の地図を見ていただきますと筑波山がありまして、筑波山の山嶺から続く八郷町があるのですが、石岡市は筑波山からつながるように位置しており、私の所属している土浦林業指導所はその南側の土浦市にあります。右側の表を見ていただきますと、茨城県の森林面積は18.7万ヘクタール、そのうち県南地域は2.1万ヘクタールと、県内の中でも森林は少ない方ですが、筑波山の周辺に森林が集中しているというのが県南地域の特徴でございます。そのうち石岡市の森林面積もこのように記載されていますが、県南地域の14市町村のうち3分の1以上が石岡市に集中しているということで、石岡市は県南地域を代表する森林地域ということになっております。また、1ページめくっていただきますと風景の写真がございますが、石岡市、特に旧八郷町の森林については、このようにいい景色であり、にほんの里山100選に選定されるなど、万葉集が詠まれていた頃から親しまれている、日本を代表する里山の風景となっております。では、次のページに進みまして、石岡市の森林整備の問題提起ということですが、今まで石岡市においても、県の税金、森林湖沼環境税による造林事業や、国の税の制度、森林経営管理制度、森林環境譲与税の活用によって森林整備を進めてきたところですが、特に共有林における森林整備がやはり難航しているという問題がございました。次のページですが、その背景ですが、やはり共有林においては権利者が多数存在しており、相続などによってその権利者はさらに多岐にわたります。その結果、連絡が取れない権利者が増加したことで、権利者全員の同意が取れず、森林整備が進まない、また土地・立木の販売ができないという問題が生じていました。次のページに移ります。このような問題があったため、地元の共有林の代表者から森林経営者に「森林整備を進めたいけれど、権利者と連絡が取れず困っている」というお話があったので、共有者が不明な森林でも森林整備ができる制度を検討し、提案することにいたしました。次のページに移りまして、

まずは相談があった石岡市内の大增共有林について説明させていただきます。大增共有林が石岡市の北側に位置しておりまして、面積は約4ヘクタールで登記上の権利者が112名いらっしゃいました。こちらの大増共有林に対して提案した制度については、次のページで説明させていただきます。制度を説明する上で少し文字が多くなっていますが、大きく三つ提案を行いまして、まず一つ目が共有者不確知森林制度というのがありまして、こちらは市町村長にて公告をして県知事の裁定の手続きを経ることで、不確知共有者分の立木持分を移転して、伐採・再造林のために使用権を設定できる制度です。次に、森林経営管理制度における共有者不明森林に関する特例ということで、森林経営管理制度に係る集積計画を設定することで、森林整備が市町村主導でできる制度です。三つ目に、今回採用した認可地縁団体制度、こちら総務省の管轄の制度ではあるのですが、認可地縁団体が法律上の権利義務の主体となって、その同団体が法人格を有して、土地の不動産の団体名義を登記できる制度になっております。市町村の担当の方に聞きますと、昔から管理しているお墓とか、そういうのに対しては、もうこの制度を使ったことがあるということでしたが、今回森林の共有林については適用したことがないという話も聞いていたので、市町村の方と協力しながら手探りで進めていった形になります。これらの三つを共有林団体に提案しましたところ、次のページですけれども、まず一つ目の共有者不明森林制度については、権利者による森林整備はできるけれども、やはり登記ですね、相続未登記の問題が解決しないと。二つ目の制度についても、やはり登記の問題が解決しない。そして今回、この認可地縁団体制度というのが、共有林の管理団体が一番心配していた相続未登記の問題を解決できそうだということで、この認可地縁団体制度を適用できないかということで話を進めることにしました。次のページに移りまして、いよいよその認可地縁団体設立に向けた取り組みということで、まずは地元で連絡が取れる方向けに説明会を開催するなどしました。こちらは説明会の様子ですけれども、例えば「区域内に住んでいれば誰でもその認可地縁団体の構成員になれるのか。」というご質問があって、地縁者であれば構成員になれると書いてあるのですが、むしろ地域に住んでない人は、今、共有林の権利者だけど、その構成員から外れてしまうという問題もあります。今回相談を受けた共有林管理団体については、もともと地元の人たちで集金や草刈りをしていたとか、地元でもともとその共有林を整備しているという流れがあったので、特にここは問題なく進みました。次のページでは、いよいよその関係者の方の同意を取ることは済んだと、その後は市役所に行って、市に申請する準備の支援をしました。規約とか構成員名簿を整理して、市と事前に打ち合わせを行った上で、団体の認定を申請したところ認可が下りて、その次に認可が下りたら、不動産登記の移転にかかる公告を市役所に3か月間してもらい、所有不動産の登記移転を法務局で行うという流れを支援しました。次のページからは、実際に使った書類の写しを掲載しているのですが、こちらは認可申請書ですね、添付書類には、規約や会員からの同意書、構成員の名簿、

資産の目録などがあります。実際にその5番目が結構大事だったのですが、その「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」ということで、先ほど申し上げたような、もともとその共有林管理団体がお金を出し合って、草刈りや森林整備などを行っていたという事実を説明する必要がありました。こういった書類を準備して市役所に申請したところ、次のページですが、地縁団体の認可法人格の取得をすることができました。次のページです。認可を受けたので、不動産の登記移転にかかる公告を3か月間（90日間）行いました。公告の結果、異議等がなかったため、そのまま認可という形になり、法務局へ市役所の公告が完了しましたという証書を持っていくと、不動産の登記移転をすることができました。資料に使っている書類は、大增共有林ではないところの図書を使わせてもらっていますけれども、大增共有林についても同じように登記移転が完了しました。大增共有林について、その登記完了年月日が認可日から少し離れています。一部の共有林の中に根抵当を設定してしまっている方がいまして、その交渉とその根抵当を外してもらいをお願いをその方にするのに時間を要してしまっただけで、数年越しに登記完了という形になりました。次のページです。成果ということでまとめさせていただきました。まず、石岡市内の大增共有林について、今回、認可地縁団体の設立および土地の登記が完了しました。日付は以下の通りです。現在、大增共有林と周囲の森林を面的に水源かん養保安林に指定申請する準備をしているところです。最後のページになりますが、取組の成果と今後の取組ということで、取組の結果、地縁団体の森林整備の意欲が増加、地元森林組合との連携も強化したことで、現在その森林整備に向けて打ち合わせを行っているところです。市役所側も、冒頭に申し上げましたが、共有林団体に関する認可地縁団体の制度や、農林部局における認可地縁団体と共有林不明森林への理解というものが深まったので、市についてもそのノウハウを取得できました。結果、今回の事例を県内の共有不明森林に今後波及していくことで、さらなる森林資源の適正な管理を推進できるのではないかと考えております。私からの説明は以上です。

事務局

ありがとうございました。続いて本事例の補足として、認可地縁団体の特例の条件や、所有者の探索状況などについて、資料1-2を用いまして、林野庁大村係長よりご説明いたします。

大村係長

林野庁大村でございます。資料1-2で説明いたします。まずページを1枚おめくりいただきまして、石岡市の概要というところがございます。見ていただいたとおりになっておりまして、このあたりの位置で今回の取組をしていただいています。1ページおめくりください。続いては共有林の概要ということで書いております。これについては森林組合さんの方からまた現地の方でご説明いただけるかと思っておりますので、また読んでいただければと思います。1ページ

おめくりください。こちらについては認可地縁団体の特例の今回ご利用されたフローになっておりまして、特徴というか押さえておきたいところとしては、二ステップございます。上段の方が認可地縁団体の設立、下段の方が不動産登記の特例を活用したという二つのステップに分かれているというところですね。枠の色につきましては、水色が自治会や地元の方、ピンクが市町村、緑が法務局になっております。認可地縁団体の設立、加盟した後に不動産登記の特例を使いまして、皆さんの分散していた権利を集約したということになります。ページをおめくりください。先ほどの下の不動産登記の特例、こちらの疎明資料ですが、1号から4号まで必要ということが総務省の方で定められています。順番に読んでいきますと、1号の方は不動産を所有しているということを証明する。2号は10年以上所有の意思を持って平然かつ公然と占有していること、そして3号が登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であった者であること。4号が登記関係者の全部または一部の所在が知れないことというのを疎明する必要があるということになっております。特徴的なところとしては、3号と4号の実際に使われた疎明資料というところですが、名簿などのリストを作成いただいているところですが、精通者の方からの署名と押印をいただいております。例えば不明者のところだと、探索を行いこれ以上は知りませんというような署名をいただいて書類を完成させているところですね。1ページおめくりください。最終ページになります。所有者の探索状況としてどういった探索をされたかというところですが、右上の図を見ていただきますと、登記名義人は112名いらっしゃいまして、確知されたのが91名、そして不明者が21名おられたということです。探索の実施者といましては、森林組合の理事の方が、大增の自治会の会員さんの中でおられるということで、その方が中心になって進められたということです。そこで森林組合さんも協力をして進められたと伺っております。次の四角ですが、探索の方法としましては、集落内について集落の方に聞き取り等の探索を行われたというのが基本でございまして、集落外の方については認可地縁団体の構成員とはなりませんので、基本的には探索はしておられません、行き先がわかる方については連絡を取ったということです。最終的には集落の方は、誰もこれ以上の行き先がわからないということで、理事の方が精通者として署名、押印をされて探索を終了したということです。地区外の登記名義人への対応としましては、認可地縁団体の特性上、権利関係が失われることとなりますので、自治会の代表者の方が訪問し、慎重に対応されたということです。最後になりますが、一般的な所有者探索、経営管理制度なども含めて、違いとしましては、戸籍住民票の収集は体系立てて全体で行ってはいない。法定相続人全員の追跡調査などで、相続人の関係図などを作成されたりせずに、聞き取りを中心として探索を進められました。そして認められて、無事に所有権を集約できたということです。私の方からの説明は以上です。

事務局 どうもありがとうございました。それでは、出発まで残り5分ほどとなりましたけれども、資料1-1と資料1-2を通しまして、現地検討前に全体で聞いておきたいこと等ございましたら、ご出席者の皆様からご質問をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

品川委員 大変なご努力に敬意を表したいと思います。それで、共有者の一部が不明である森林を認可地縁団体に帰属させるということについては、私も以前相談を受けたことがありまして、その時これは難しいのではないかとということをおし上げました。難しいというのは、やはり260条の46で認可地縁団体によって10年以上所有の意思を持って、平穩かつ公然と占有されているというのが要件となっていますけれども、これの主語がまず「認可地縁団体が」なんです。「認可地縁団体の構成員が」ということではなくて、「認可地縁団体が」となっている以上、認可地縁団体が設立されてから少なくとも10年の経過が要件になっているのではないかとということで、ちょっと今のタイミングじゃないのかもしれないし、どうなのだろうというようなことを申し上げたことがありました。また、司法的な見方からすると、固定資産税の納税を10年やったからといって、取得時効が完成するということにはなりません。ほとんど関係ないです。そのことをもって、10年以上の占有を証明するということは難しかろうと、その時はそういうことを申し上げたのですが、本件のように事案が推移して法務局まで認めてしまったというのは、法務局というのは皆さん、裁判所が日本で一番上位の決定権を持つと思っていらっしゃるかもしれませんが、登記と地図に関しては法務局が一番の決定権があります。厳密に読めば法文との齟齬があるかもしれないようなことであっても、法務局が認めた以上これは絶対、結果オーライということになりそうです。そうしますと、私がお隣の県で県行分収林の相談を受けた時にも、相続人がいなくて県行林が50年経過しており、対応に苦慮しているというケースで、認可地縁団体を作ってそこに財産移転したらどうだろう。いや、それも難しいかもしれないとその時は回答しましたが、法文の解釈はともかく、法務局が認めたのなら、全国に展開していくことは可能だと、そういう感想は持ちました。

事務局 ありがとうございます。野村委員お願いいたします。

野村委員 私は震災復興のために、宮城県の石巻市役所に3年いまして、この特例は市役所にいる頃にできたのです。認可地縁団体の制度は前からありましたけど、高台移転先の団地の用地の取得とかで活用するという趣旨もあって、この特例は、2015年とか、その頃にできたのではないかと思います。その時の政治的なことはよくわかりませんが、この制度は、もともと認可地縁団体が持っていた土地について、権利が移るわけではなくて、登記名義は共有などになっているけれども、実質的には長年認可地縁団体のものだったのだと。団体の土地

だけど、それを共有名義で登記したんだよねと。だから、認可地縁団体に登記を戻しましょう、というような発想の制度です。認可地縁団体の成立が最近であっても、その団体の実態は以前からありましたということであればいいということ。少なくとも運用としては別にこの制度を適用するために認可地縁団体を作ることでもいいと、当時そういう説明は受けた記憶があります。私も利用した経験があるというか、そのとき市役所にいましたので、市役所側として対応した経験がありますが、そのときは、もともとあった地縁団体を利用したかもしれませんけれども、わりと柔軟な対応をしたというところはありません。また、法務省との関係でいうと、これは総務省が作った制度で、総務省が熱心にいろいろ活動したときに、法務省としてはちょっと責任を取りきれないので、これは市長（首長）が認定しましたという、要すれば法務局の責任ではなくて、その首長の責任で登記を移したんだという仕組みで、そのような作り方だから、法務省としては、責任は首長が取ってくださいねというような考え方で作られたという話を聞いたことがあるように思います。正確な話かどうか分かりませんが、そういう意味で制度としては自治体の長が認定する、それでクリアしていると聞いたことがあります。私としては、この制度のいいところは、その全ての共有者の相続調査を尽くさなくてもいい制度というところは、すごく当時の考えとしてはありがたいというかですね、不明者が含まれていれば特例が使えるというようなところで、当時探索が大変だと言っていた頃だったので、使い出のある、利用価値のある制度とっておりました。復興事業の中では他の自治体でも使われた例というのは出てきたと思います。

品川委員

そうすると考えてみれば、認可地縁団体の設立ではなくて、入会の実態をもう認めていく制度なわけですね。なかなか法文にはしがたい、つまり、入会自体が法律に、民法にほぼないわけですから、その法律にない実態を認めて、制度を積み上げていくというのは、イレギュラーなことですから、その辺の経緯が記録に残っているといいと思うんですけども。

野村委員

当時の資料でわかるものがあるかもしれません。

品川委員

これは多分、全国の弁護士がこの、認可地縁団体の特例の条文に接すると非常に強い混乱というか違和感を抱くと思うんです。私のようにいらんことを言ってしまうとも限らないので、根元的な制度趣旨の理解が得られるといいと思います。入会という、「法律にないもの」と言ってしまうかもしれませんが、それを制度に乗っけて、かつ所有者を探索しなくてもいい、もう法務省はついていけないから総務省でやって、市のハンコで物事を動かそうとしたというのは、ある意味革命的ですよ。これは司法から見るととても革命的なので、行政が司法を超えたエリアと言いますか、非常に面白いと思いますので、先生がおっしゃる考え方の筋道を整理して公表できたらいいと思います。

野村委員

要すれば、昔、自治体名義や村落名義などで登記するということができなくなった時期がありまして、それが戦後とかなんですかね、僕は詳しくはわかりませんが、元々は団体で持っていたものを、団体名義の登記が難しい事情があったので違う名義で登記をした。全員共有名義にしてしまったというような過去の経緯もあって、それを戻す仕組みみたいな、そんなロジックで説明がされていたような気がします。だからこの制度は個人の権利を奪う制度ではなくて、元々そうだったものを戻すという説明をしているけど、当時制度ができた頃の話なので、私の手元に資料があると思いますので、今度品川先生にご提供したいと思います。

事務局

ありがとうございます。今日はスケジュールがタイトなものですから、この後、現地検討される際ですとか、お戻りになってから続きをお願いできればと思います。それでは早速出発させていただきたいと思います。

【1. 茨城県石岡市における取組】

意見交換

- 事務局 それでは委員会を再開いたします。これより午後の部となりますが、引き続きよろしくお願いいたします。初めに午前中に現場を見ていただきました石岡市の事例について、委員の皆様よりご意見をいただく時間とさせていただきます。まず、大村係長より一言申し上げます。
- 大村係長 皆様、午前中は現地の方お疲れ様でした。ありがとうございます。皆様よりご意見と感想等をいただく時間とさせていただきます。また合わせて可能であれば、今回のこの認可地縁団体の取り組みについて、現在もガイドラインには掲載をしておりますが、その他法制度というところで、小さく取り上げているところです。入会林などの共有林となっている場合については非常に有効な選択肢の一つではあるかというところですので、もう少し所有者不明の検討を始める初期の段階で、選択肢に入るような、目に入る位置に掲載するようなことも考えられると思っております。どれぐらいの重要度で取り扱っていくべきかということについても、ご意見あればあわせてお伺いをできればと思います。よろしくお願いいたします。
- 事務局 それでは品川委員より順番にご意見を伺えればと存じます。品川委員お願いします。
- 品川委員 午前中もコメントを申し上げたんですけれども、この認可地縁団体の制度を今日勉強させていただいて、法文を読んで、文言通り解釈して適用していく、超えたところに制度の骨格があるということは今日初めて知ったところでございます。法律や司法がなかなか動かない様相のこの所有者不明問題について、このように行政の取り組みによって実態を変革させていくということは、やらざるを得ないことでもあるし、また貴重な事例でもあります。この認可地縁団体の制度について、もう少しクローズアップしていけたらいいかと思えます。何も知らなければ、行政であってもやはり法文の文言解釈から行くわけですし、それでは自分の手元にある事例に適用できるのかどうか皆目分からないと。そうすると、やはり午前中に野村委員がおっしゃったような制度の趣旨とか背景というところをしっかりと理解することが涵養ですので、これはこれで制度の勉強会などをして理解を深めていって、私たちが確信をもって他の方に説明していけるような、そういう状況を作ることも大事ななと思いましたので、ちょっとご検討していただけると嬉しいです。
- 事務局 ありがとうございます。片山委員、いかがでしょうか。

片山委員

実際にこうして認可地縁団体の制度を使われて、所有者不明というか、なかなか所有者の権利が集約できないようなところを実際にやられたというところは、非常に参考にさせていただきたいと思っております。我々現場でもこういう場所というのはかなりありまして、そういう中で実際やられたということの一つ頭に置きながら進めていきたいと思っております。それと、実際現場を見させていただいて、我々も今回のような現場はかなりあると思いつつながら、実際現地を見ると、地形的や勾配に関しては、普通にあり得るくらいで、それほど急でもないが、緩やかでもないというような、そういう現場でした。集材路の道の入り口を作ってあったのですが、この図面を見ていくと、多分あの道をずっと下まで降りて行って、最終的にはまた下の道を降りてくるような、そういう計画ではないかと思って少し見ていました。実際あのようなかなり材の量もあるような現場で、我々も前に1回やったことがあります。スギの現場でしたが、人工林更新伐ということをやりました。その時は定性間伐のような格好で、材積の半分を切らせていただき、所有者さんたちにある程度金額をお返しすることができました。人工林更新伐ですと、1回、半分材積を切って利益を上げ、その後そこには制度上多分植栽ができないため、最終的には針広混交林に持っていくというような、そういう制度の立て付けだったと思います。そういったやり方も一つあるので、できるだけ所有者の皆さんにお金をお返しできるような、そういう林分でもあるのかなど。確かに材自体はそれほどいい材という感じではなかったと思いますけれども、もし組合が実施するとしたら、少しでも所有者の皆さんにお金を還元できるような、そんなことを考えていかれたらどうかということを感じました。

事務局

ありがとうございます。村野委員、いかがでしょうか。

村野委員

こういった事例は全国の都道府県でも大変参考になるものなのではないかと思いました。取り組みの中で、苦勞された点として、市役所との調整というところをお話しされていましたが、その部分で具体的にどういった調整が行われたかというところも資料にして共有していただけると、こういった取り組みがもっと全国に広がっていくのではないかというふうに感じました。

事務局

ありがとうございます。続きまして河合委員、お願いいたします。

河合委員

河合です。今日現場を見させていただきまして、大変手入れ不足ということでしたが、すごく優劣がついてしまった林分ということで、これからどういう施業をしていくのかということですけども、その前に所有者、今回は地縁団体になりますので、共有林の人が将来的にどういうふうにするといったような目標を持っていないと、取り組み方は多分変わってくるかと思いましたので、ま

ずその辺の目標を持ってもらって、それに向かってどういうこと（施業）をしていこうかというようなことを考えていったらいいかと思いました。やはり、すごく細い木（劣勢木）の塊があり、細いものばかりをどうするかということですが、先ほど片山委員が言われたように、更新伐じゃないですけども、その細いところを思い切って伐採して、少しギャップを作ってやることで、その後天然更新を誘導するのか、植栽するのかということとか、いろんな今後の災害等の防止も含めて考えていかれたらいいかなと思います。それからこの地縁団体の件で、実はうちも1件抱えておまして、元々地縁団体にはなっていたところですけども、そこにある共有林をこの森林経営管理制度を進めている中で、地縁団体で登記しようということで進めている最中ですけども。そこで一つネックになったのが、その所有者の探索です。百何名いるわけじゃないですけども、それでもやはり30名か40名ぐらいのところを、わかる人もいますが、わからない人もいて、そのわからない人のうち本当にわからない（探索してもわからない）人は誰なのかということで、今地元の自治会から司法書士の方に依頼をされたんですけど、その費用がいくらかというのは、そのボリュームによって数十万で済むかも、20万くらいで済むかもしれないけども、100万、200万とかかかってしまうかもしれないよということで、ちょっと足踏みしている状態です。今この事例を見させてもらって、これでできるのならいいと私は思うんですけども。やはり午前中の話じゃないですけども、その辺が市町村の采配でどうにでもなる、という言い方はいけないかもしれませんが、なるものであれば、そういうふうに進めていけばいいなということで、こういった事例をもっと前面にだしていただけると有難いと思った次第でございます。以上です。

事務局

ありがとうございます。野村委員、お願いいたします。

野村委員

午前中にも少しお話をいただきましたが、認可地縁団体の特例については、まず一つは、私が関わったときは、基本的には用地取得をしたいというケースで、多数共有であるために用地取得が難しいというものについて、一旦その認可地縁団体名義にすることによって、今度その認可地縁団体から買収するという目的で、意図してやっていたケースが多かったです。だから、いまの森林のケースと若干違うのは、その後の管理とか、あとの施業のため、しっかりした認可地縁団体であるかどうか、といったことは二の次で、権利を移転するために、一旦一時的に結成すればいいぐらいの感じもあったというところで、少し事情は違うのかとは思いました。私自身は以前1、2件関わったというぐらいで、あと当時、自分と同じように被災自治体に弁護士として入っていた仲間でも、やはり多数共有の土地について、これを使って用地取得した話は聞いたことがありますので、使われてはいたと思います。確かにたくさん例があるわけではないということと、多分利用されたところでも少しずつ違う解釈というか、

法務局がやるのと違って、市町村主導みたいなどころがあるので、市町村の理解を得れば進めやすいというんですかね、逆に言うと、その理解を得るためにいろいろご説明する。そのときに厳しく考えると、いろいろ難しくなってくるのですが、割とやりようがある制度なのかなと思いますので、こういう形で実例が積み重なっていくということで、将来困る人を減らせて、結構なことかと思いました。お話を聞いていて1点思ったこととしましては、少し語弊があるかもしれませんが、認可地縁団体で確かにある土地ある区域の人を基本としている制度でありますし、その区域内の人が希望したら加入できなければいけないとか、そういうルールもあると思うんですけども、区域外の人が含まれてはいけないというわけではないと私は思っていて、元々そこにいた人とか、今は区域外に住んでいるけど実家がありますというような人が入ってはいけないというわけではないと思っていて、もしかしたら誤りかもしれないですけど、そういう点も尺子定義に考えると使いづらくなるけど、地域とのつながりみたいなものを若干フィクションがあってもそういうことを言って認可地縁団体としては認めてもらう、そういうことができればクリアできることにもなるので、その辺の縛りもどこまでが本当に限界なのかというところは、少し模索する余地があるのかなと思います。厳密にどこまでできるのかということとはハッキリ言いにくいので、この制度はこうですということを明確に書くことは難しいかもしれませんが、利用事例みたいなものを少し集めたりして提示するということは、これからこういう問題にあたる人にとって、その一つの希望のある制度ということになるかと思っておりますので、そういう取り組みは結構なんじゃないかと思いました。ありがとうございます。

事務局

そうしましたら最後に植木委員長、お願いいたします。本取組のまとめについても合わせてお願いできれば幸いです。

植木委員長

本取組のまとめについて、感想めいたものになりますが、午前中は現地を視察させていただきありがとうございました。場所的にも遠いところで、また前もって草刈りなどの整備をしていただいて、我々にとっては非常にありがたい現地視察だったと思います。ありがとうございました。基本的にはどういう山づくりをするのかという観点で、現場を見ていましたけれども、この林分は長期的に放置されていた山だろうということから、どうしても不良木が多い山になってしまっている。こうなるとなかなか次の施業が難しくなります。ただ、放置されたからといっても、形質が悪い樹が多すぎるという観点から、別の理由も考えられると思って見ていました。というのは、あの林地は凹地形であって、土壤に含まれる水分量が多いような気がします。あるいは地下水位が高いのかもしれませんが。そのためヒノキにとって、あの立地条件は果たして適地だったのかどうかと疑問に思いました。ただ、調べていないのであくまで予想の域を出ませんが、ヒノキの立地として適切な場所ではないと思ってみておりました。

ですから、今度、どういうふうな山を造っていくかに際しても、樹種の選択について少し検討された方がいいというふうに思っております。それから、話の中でこれから整備するとしたら搬出間伐であると述べられていましたけど、それはそれで結構かというふうに思っております。ただ、先ほど河合さんが言われたように、将来どういう目標の山を造るかというイメージがあって、今回の搬出間伐はその通過点であるという意識を持ってほしい。また同時に山の利用価値をどのように高めるかというところもあわせて考えてほしい。認可地縁団体制度の問題ですけれども、これはもう皆様が言われましたように、今回の場合は有効な方法なのかなと思って聞いておりました。今後、積極的に活用する際の良いケースであり、今後の取り組みも注目したいところです。ただ、認可地縁団体制度を普及させる場合に、これを進めていく際の適用条件を一度整理しておく必要があるだろうと思います。この制度を採用するにあたってどういう場合が有効で、何が課題となるのか、別の場合には森林経営管理制度の方が扱いやすい等の、両者の採用の分岐点のような点も含めて整理することが大事だと思う。その辺のところをちょっと詰めていただければありがたいと思います。以上です。

事務局

ありがとうございます。

大村係長

皆様ご意見ありがとうございます。非常に参考にさせていただきました。今後の現地の方針につきましては、各委員の方からご意見いただきました様々な選択肢もあると思いますので、地元の方のご希望、将来の目標なども踏まえつつ、ぜひご検討いただけたらと思います。もう一つ、認可地縁団体のガイドラインの記載につきましては、適用条件の確認をできるようにですとか、もう少し事例を集めていくような形が良いとか、様々なご意見をいただきましたので、持ち帰りまして、何らかの形にできればと考えております。品川先生のおっしゃった勉強会ということについても検討させていただければと思いますが、一旦、今年度のガイドラインで少なくとも本日ご紹介いただいた取組については、触れたいと思っておりますので、次回何らかの形でお諮りしたいと考えております。それでは、こちらの茨城県石岡市様の取組については以上とさせていただきます。皆様いかがでしょうか。

国谷課長

本日は各委員の皆様方から貴重なご意見ありがとうございました。認可制度については、石岡市さんと先ほども話したように市役所の方の理解もあって、スムーズに進めたということで、これからも、今のところ一件相談がありますので、そちらを進めていきたいと思っております。今日見ていただいた山の整備ですけれども、ご理解のとおりはっきり言って手入れが遅れてしまった山になっていますが、組合と今後どうするか最終的な目標を決めながら、森林整備を進めていきたいと思っております。以上でございます。

大村係長 ではこれにて、茨城県石岡市の取り組みのご紹介については、終了とさせていただきます。茨城県の皆様、ご協力ありがとうございました。

【2. ケーススタディ⑰福井県大野市における取組状況】

事務局 次の議事に移らせていただきます。ここからは資料2を使いまして、ケーススタディ⑰、福井県大野市における取組状況について、ご説明いたします。説明は大村係長が担当いたします。なお、福井県大野市の関係の皆様には、オンラインでご参加いただいております。大村係長よろしくお願いたします。

大村係長 それでは資料2に基づきまして、私から説明いたします。大野市の関係の皆様にはリモートでご参加いただいておりますが、後ほどコメントをいただく際に、自己紹介も併せてお願いできたらと思います。それではご説明いたします。ケーススタディ⑰ということで、1枚おめくりください。目次になっておりまして、1番から11番までこの流れでご説明をさせていただければと思います。ページをおめくりください。まず1番目に大野市の概要といたしましては、福井県の東部に位置をしている市町村でして、九頭竜川が北西へ貫流しています。森林面積は7万5千ヘクタールほどで、総面積の9割が森林となっております。そのうち民有林が5万5千、スギを主体とした人工林が1万7千ありまして、私有人工林については9千ヘクタールという規模感です。こちら人工林は半数が伐期を迎えておりまして、山村の過疎化、高齢化、ダム建設等もあり、それによる離村などを背景に所有者不明、境界不明の森林が増えて、森林整備に遅れが出ているところ。ページをおめくりください。大野市の森林経営管理制度の取組についてですが、まず一つ目の四角、意向調査につきましては、15年計画を立てておられまして、15年間で一巡をするように意向調査を進めていただいております。そして、ダム建設等により住民がいない区域などを優先して取組を進めておられます。基本的な森林整備の方針につきましては、次の四角ですが、集積計画については基本的には作成せずに、下の図にあります三者協定ということで、こちらを締結して経営計画を作成して整備を進めていくというのを基本方針にしておられます。ただし今回の案件につきましては、市が過去に関与してきた土地ということもありまして、集積計画を立てて経営管理を行っていく方針であるということです。ページをおめくりください。こちら下の図が令和6年度に意向調査をした森林になっておりまして、名称は「九頭竜共生の森」という名の人工林となっております。もともとは市、旧和泉村ですが、村への来訪者を増やす目的で、35年前ほどに村有林を分割販売したのになります。当時は10年生のスギ、ヒノキなどの植林がされておりまして、合計で7.9ヘクタールになります。ここを70筆に割りまして、0.1ヘクタール

から 0.28 ヘクタールほどに分割をして販売をしたということになっております。販売は個人の方が買われているのですが、各人で保育を行うということになっておりまして、もし管理が困難な場合については、組合への委託制度を使うこともできるとされています。成長した樹木は各人が自由に使うことができることになっております。ちなみに北の方にキャンプ場がございまして、対象地はその南側に広がる斜面になっております。ページをおめくりください。こちらがドローンで撮られた森の概要図ですが、赤く囲われているところが今回の対象の森林になります。下の方に九頭竜共生の森線がございまして、これが林道になり、道はここまでしか来ていないというところなんです。ページをおめくりください。実際に九頭竜共生の森における意向調査の概要ですが、令和6年度に実施をされまして、下の表を見ていただければと思いますが、調査済みが46筆47名おられまして、44筆については返信が返ってきた。未回収が1件、所在不明が1件あるというところなんです。意向調査の結果といたしましては、右側の円グラフになります。38名が市に委託希望で、4名が何もしない、3名がその他、寄附等という形になっております。調査票の未提出者は1名おられましたが、ここについては2度催促をしたが連絡がなかったということで、改めて意向調査票を発送し、回収を務めるように努力をしていると聞いております。ページをおめくりください。今回特に注目をしたいのは、所在不明で回収ができなかったところなんです。こちらが1筆1名ございまして、令和6年8月からの時系列になっております。まず意向調査の手紙をお送りする前に整理をしておられまして、全員について、登記簿及び分譲林地売買契約書をもとに、住民票ですとか戸籍情報の公用請求をされて整理をしておられます。所在不明の1名につきましては、登記簿、契約書、課税台帳、森林簿、林地台帳を確認し、住所を特定されました。ちなみに契約書についてのみ部屋番号まで記載があったということで、その住所をもとに各種手続きを進められました。住民票、戸籍の請求をされましたが、該当者は確認できなかったということです。続いて令和6年12月になりますが、こちらで該当者の確認は出来ませんでした。念のため、縁者が居住しておられる可能性も考慮されまして、契約書上の住所に発送されたということです。その後、1ヶ月後に返事がありましたが、全く関係のない方が住んでおられ、前の居住者の所在は知らないということでした。情報が途切れたということで、所有者不明と判断をしたところなんです。ページをおめくりください。こちらが森林の所有状況ということで、実際に分割販売をされた状況です。青色に塗ってあるところが、既に販売が完了しているところなんです。46筆7.9ヘクタールになります。そして、売れ残ったエリアと販売しなかったエリアを薄い橙色に塗ってございまして、こちらの方がご覧になられたような区域になります。所有者不明につきましては、赤いところが左の方にあるかと思いますが、この1筆が不明になっているところなんです。この境界についてですが、区割図上では境界がしっかり入っておりますが、これについては現地での境界はわからない状況ということなんです。参考の線として取り扱って

ただければと思います。ページをおめくりください。先ほどのページと見比べていただければと思います。こちらが樹種と林齢の図になっておりまして、緑、黄色がスギ、ピンクがヒノキになっております。所有者不明地はスギで1959年頃に植えられた67年生程度のものが生えているということになっております。ページをおめくりください。これまでの管理状況としましては、購入後10年から15年程度は自ら下刈りを行っておられた所有者もいらっしゃり、一部は森林組合に委託をされていたということです。他方、購入者の多くは遠方に住んでおられる、県外の方も非常に多い状況ですので、こうした要因が重なって適切に管理されずに放置される状況に至ったということです。森林組合への委託状況としては、時系列で書いておりますが、平成3年に雪起こし作業等がされ、そして平成15年頃には、旧村の方が除伐を実施されたということです。その後の施業は一切ありません。平成19年から令和4年としておりますが、ここについては経営計画に入っていました、施業はされなかった。半数以上の方は購入当初から引き続き森林組合に管理を任せていた状況であったということです。令和4年以降としましては、全体を集約化して施業を実施していくために、経営管理制度を使って集積して施業していく方針とされました。ページをおめくりください。続いて森林の現況としましては、右上の表に状況の調査結果が載っております。ナンバー8、10、12、47、60とそれぞれのプロットの結果ですが、12付近には、所有者不明森林付近と書いております。こちらの施業地は全体で間伐と作業道の開設を実施する予定です。林況から判断をすると、間伐の必要がなく、作業道のみ施工となる場所が出る可能性があります。その部分が所有者不明に係ることもあり得るという状況です。ページをおめくりください。続いてはその他写真としまして、現況の写真ですとか、皮剥被害部分もありますので、そういった被害の状況ですとか林道の写真を載せております。ページをおめくりください。続いては9の経営管理の内容ということで、集積計画を立てるという方向になりますと、このような内容で立てたらどうかと考えているところです。ちなみに隣接する6.9ヘクタールの市有林についても一体的に実施をする予定をしております。内容としましては、存続期間は10年間、経営管理の内容としては1回以上の搬出間伐。テープ巻きなどの獣害対策も含むという想定をしております。利益還元については所有者に還元されるということで想定をしております。ページをおめくりください。10番の収益分配の方法ということで、先ほどの搬出間伐で収益が上がる見込みですので、こちらをどう分配するかという方針です。境界については、地籍調査は行われていない地域でして、分譲販売した際に設置された境界杭についても、確認できる範囲はすべて滅失しており、境界の確認は困難でして、個人有林と市有林の境界、そして所有者不明地の境界についても、すべて不明であるという状況です。金銭の分配と供託方法についてですが、これは案ですが、個人有林、市有林をまとめた全体で、登記簿面積に基づいて収益按分をするのがどうかというふうに考えております。所有者不明地については、市が供託をするという手続きにな

と思われる。ページをおめくりください。続きましては検討委員会でご議論いただきたい事項、そして皆様にご意見をいただきたいところです。1 番目には、所有者の探索についてということで、経営管理制度の所有者不明森林の特例を活用して整備をしていくために、探索行為を十分に行ったと考えられますが、ご意見はありますかというのが1 点目です。2 点目としましては、境界が不明ですので、そこにおける特例措置及び使用権設定の認可の可能性について、ご議論をいただければと思います。内容といたしましては、施工地全体では搬出間伐の予定ですが、場所によっては作業道のみになり得る状況ということでして、このことから、森林経営管理法の特例措置、もしくは森林法に基づく使用権設定に関する認可、こちら森林法 50 条により実施することが考えられますが、ご意見はあるでしょうかというのが2 点目です。3 点目としましては、収益の配分方法及び供託についてということで、所有者不明森林も含めて、搬出間伐に伴う収益を所有者に還元する必要があります。個々の森林の筆の境界の明確化を省略して、面積について按分を行うことも想定されますが、ご意見はありますか。その次2 ページですが、参考ということで、1 ページ目が九頭竜共生の森の歴史、2 ページ目がこれまでの管理状況ということで、右側ですが、全 47 名の現在のお住まいになります。大野市以外が大半を占めている状況でして、福井県内もおられますが、県外もたくさんいるという状況です。この資料にかかる説明は以上です。1 枚めくっていただくと、事前質問リストという A 3 の紙があるかと思いますが、こちら委員の皆様から事前にご意見をいただいたものになっています。基本的には回答を書かせていただいたとおりでありますが、植木委員長の2 問目、品川委員の最後の点、搬出間伐を終了した後の管理をどうしていくお考えかということについて、なかなか難しいところではありますが、この後大野市さんよりコメントをいただければと思います。その他、河合委員の2 問目、品川委員の2 問目については森林法の 50 条ということで、こちら使用権の設定になりますが、所有者が不明な場合でも、公示、裁定、といった手続きを経て設定をすることは可能となりますので、森林作業道を設置するということでしたら、使うことができる制度となっております。私からの説明は以上です。

事務局

ありがとうございます。それでは、福井県大野市の丸葉様、本県に係る委託を受けておられる、越前おおの農林楽舎の牧田様、簡単な自己紹介と補足などございましたら、よろしく願いいたします。

丸葉主査

大野市役所農業林業振興課の丸葉と申します。本日はよろしく願いします。私、4 月からこの課に配属されまして、日々色々勉強しながら業務に取り組んでいる状況でございます。所有者不明森林のことについても、まだまだちょっとわからないことも多いですが、よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。牧田様、よろしくお願ひいたします。

牧田主査 越前おおの農林樂舎の牧田と申します。よろしくお願ひいたします。私が大野市の意向調査を担当するようになったのが、令和3年からです。その後ずっとやらせていただいていますけれども、なかなかやっぱり所有者さんがわからないとか、あと今回のところは、村有林を分譲販売しているところですので、購入された方というのは非常に多いです。そこが相続登記された方と全く考え方がお話ししていても違うので、いろいろなご意見を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、福井県の齋藤様、高田様、そして福井県山林協会の豊岡様、補足やコメント等ございましたらお願ひいたします。

齋藤主任 私、福井県庁森づくり課の齋藤と申します。福井県内でもなかなか森林経営管理制度が進まないような状況がありまして、こういったケースが福井県内でも多々あると思いますので、今回のケースが福井県内のそういった状況を解決する糸口になればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

高田主任 福井県奥越農林総合事務所の高田と申します。奥越農林総合事務所では、大野市、勝山市を管轄させてもらっております。私は造林事業を担当しているのですが、九頭竜共生の森の方が造林事業などを活用して、森林整備が進んでいくように、県としてサポートできる場所は知っておきたいと思いますので、勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは福井県山林協会の豊岡様、お願ひできますでしょうか。

豊岡専務理事 福井県山林協会の豊岡です。現在、地域林政アドバイザーとして、森林環境事業を活用した森林整備の推進などの業務に携わっています。今日は勉強のために参加しました。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。ここからご出席者の皆様からコメントやご質問いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大村係長 先ほど申し上げました質問のところで、今後10年、搬出間伐が終わった後の管理の見込みなど、何かあれば大野市さんから教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

丸葉主査 今後の方針ですけれども、結論から言いますと、まだ決まっていない状況です。

と言いますのも、当時、九頭竜共生の森の分譲地を買われたときは、購入者の方は資産になるという思いで買われた方も多数いる中で、今回間伐をしても収益還元が高い方でも、おそらく数千円ぐらいにしかならないといった中で、この計画自体に同意いただけるかも、現段階ではわからない状況です。一方で意向調査をしまして、市に委託したいと回答している方でも、買取り方法の質問をされてきたり、当時買った価格での買戻しをしてくれることを質問欄に記入されたりされる方もいる状況ですので、今後、消費者の意向を確認しながら、今後の方針を決めていくという段階でありますので、大変恐縮ですが、現段階ではそういう状況です。

事務局 そうしましたら、ご出席者の皆様からコメントと質問をいただきたいと思いません。いかがでしょうか。

大村係長 質問等がないようでしたら、11 スライド目のご議論いただきたい事項として、3点挙げさせていただいている議題がございますので、こちらに関してご意見いただければ幸いです。

品川委員 質問事項にも書いてあるのですが、この所有者不明の森林は11 ページのナンバー12 のあたりですよね、他にも47 とか判明しているところですけど、60 付近とかありますけど、これは荒廃していて非常に手入れが必要な状況であると認識してよろしいでしょうか。

植木委員長 区画12あたりですね。そもそもこの九頭竜共生の森地域は、大野市のさらに奥地内陸部に位置していることから、積雪量が多い地域だと思われます。そうした場合、樹の生育状況を比較・確認したりする場合の一つの方法として、形状比という見方をすることがあります。これは平均胸高直径と平均樹高の比率によって表されますが、例えば区画12の場合には平均胸高直径が30センチで平均樹高が16.9メートルということは、形状比は56となります。そうすると、いわゆるどっしり型で、「うらごけ」といわれる形状です。こうした形状の樹は、どちらかといえば根系もしっかりしていて、土砂崩壊防止機能に有利な樹と言えるかと思われます。そういう意味では決して傷んでいるわけではありません。ただ豪雪地帯などの雪が多い地域では、植林した針葉樹人工林は意外と生存率が低くて、雪害を受けて消失した針葉樹の後に広葉樹が侵入するというケースが多い。それから林齢が約50年生で、成立本数が400本というのはちょっと少ない感じがします。結局ここは少し雪害を受けて本数を減らした可能性がある。あるいは可能性としてはかなり低いのですが、haあたり400本まで間伐したのかもしれないけれども、そうした本数の少なさが気になるころではあります。傾斜は20度ですからそれほどきつい傾斜ではない。写真を見ると、1本の樹と樹の間隔が広いということは、もしかしたら雪害等において抜けた

かなというような気がしないでもない。山そのものについて傷んでいるかというのはいまだけでは判断しづらいです。むしろ現地を見ている大野市さんに答えていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

牧田主査 現地を見ると確かに 12 番付近は、密度的には低いと思います。ただ、周りがバラバラに良いところと悪いところがあって、良いところはものすごく良い感じがします。悪いところの代表はどちらかというと 12 番あたりなのかなというような気もしています。ただ、もうひとつ大事なのが、全体で整備をしたいというのが、クマ剥ぎが酷いんです。写真に載せていますけれども、クマ剥ぎの被害が多くて、残っている木をどうにかして残していきたいという思いがあります。いま造林補助金を使ってクマ剥ぎ被害に対する被害対策をしようと思うと、間伐事業に乗っからないと補助金が見つからないので、その意味もあってのちょっと間伐をしたいなというのが実際のところなんです。

植木委員長 ありがとうございます。よく育ってまとまっているところとそうでないところと差がありますよということですね。これは日本海側の雪の多い地域の森林のひとつの特徴でもあろうかと思えます。人工林を造るけど、途中で降雪によって立木が倒れたり折れたりする。そのため林地に空間ができて、そこに広葉樹が入り、まだ残っている針葉樹と混交した状況ではないかと思えます。クマ剥ぎの状況で、できればこれを間伐して、被害木を取ってしまいたいということですが、多分、被害木を除去した後でも、残された木も被害を受ける可能性があるのではないかと思えますが、いかがですか。樹皮が被害を受けることを前提として、何か対応策は取っていないのですか。

牧田主査 いま造林補助金を使うと間伐して残った木については、テープ巻き、もしくはネット巻きができますので、組合と話をしています。

植木委員長 なるほど、そういう手立てが必要ですよ。ありがとうございます。

大村係長 品川委員が荒廃について聞かれた意図は、作業道関係のお話でしょうか。

品川委員 そうですね。と言いますのは、初めはこの所有者不明森林について間伐するという記載と、しないで作業道設定のみにするという記載とが混在しておりましたので、混乱してしまいました。ただその後の改訂版では、所有者不明箇所も含めて間伐もしていくという内容に変わっていますので、それはそれで納得したんですけども、それにしてもその 12 番とか、他の写真あたりをどう評価するものなのかと思ひまして。いま大野市さんからの説明を受けて、いろいろと非常に納得しまして、やはりクマ剥ぎ対策というのが一番の念頭にあって、それをどうするかという予算的なもの考えた時に間伐の必要性が出てきたのか

というところは非常に納得をいたしました。それで検討委員会でご議論いただきたい事項として3点挙げていただいて、いま1、2においては、結局のところこれでクリアしているということによろしいですかね。

大村係長 1の特に探索状況などについてはクリアしていると考えているのですが、野村委員はいかがでしょう。

野村委員 そうですね、この1名の方については、一通り調査した上で全く分からないということなので、これは拝見しておりませんが恐らく大丈夫かと、この点は十分やっていただいたというふうに、見受けられると申し上げておきます。

大村係長 ありがとうございます。2点目の論点ですが、こちら経営管理法の特例措置などが実施される、もしくは作業道のみであれば使用権設定に関する認可であろうというところですが、これについてはいかがでしょうか。400本という状況ではありますが、クマ剥ぎのことなども考えると、全体で施業間伐も含めてした方が良いという認識で皆さんよろしいでしょうか。ご意見はございますか。

河合委員 郡上森林マネジメント協議会の河合です。この作業道の計画というのは、ある程度、路線計画は森林組合さんが作ってみえるんですか。

牧田主査 相談はしていますけれど、まだそこまではっていないようです。

河合委員 はい、分かりました。作業道、現場は見てないもので分かりませんが、結構12番は尾根に近い方ですね。

牧田主査 そうですね、はい。

河合委員 ここまで上がっていいのかどうか、地形図などを見て思ったところですけども。作業道だけというのは、全体を考えて作業道が計画されて、そこで間伐の必要などところの施業をしていくと思うので、一筆一筆で考える必要はないのではないかと僕は思います。

牧田主査 森林組合からは、まだ作業道の計画も立てられないので、逆にこの委員会で、例えばここが作業道だけになってしまったらどうなのかということも含めて聞いてほしいと言われました。場合によっては、林相的にここが一番密度が低い感じもするので、そうなる可能性もあるかもしれないと組合からは言われています。

河合委員 その区域全体で考えて作業を計画した時に、たまたま作業道しか通らなかった

ところもあるでしょうけど、それがその先の間伐材の搬出に必要であるのであれば、それは大丈夫じゃないかと思えますけど、皆さんいかがですか。

野村委員 計画自体は一筆ごとのということではなくて、その計画内容をトータルとして考えるということだと思いますので、結果的にそうなることについて格別問題はないだろうと。ここは多分森林法の話が出てきています。最初から作業道だけとわかっている場合には、何かそういうやり方もあるのではないかという、むしろそういう考えであって、森林経営管理法に基づいて全体を進めていくことが否定される要素は格別ないと思います。

植木委員長 作業道にこだわるのがちょっとわからないですけど、結局作業システムとして架線系ではなく車両系でやるということだから、作業道というふうに言っているのですか。

牧田主査 そうです。

植木委員長 架線系ではない。だからどうしても道が必要だということになるわけですね。

牧田主査 組合の方にも架線でできないかという話もしましたが、間伐だとちょっと架線では難しいという話でした。主伐なら架線でも可能という話だったんです。なので、間伐であれば作業道をつけたいという話になります。

植木委員長 いずれにしろ、全体の森林の状況を見ながら、どこに道を入れるかということになるわけですから、当然作業道が入らない箇所は出てきますよね。だからといって、それがこの制度では無理なのかといったら、そんなことはないと思います。

品川委員 手続きとしては森林管理法よりも森林法の使用権設定の方が格段に楽なのかもしれないと推測していますが、その点はいかがですか。だから「作業道だけにしようという考えはどうでしょうか。」という発想が出てくるのかと思ったんですけど。

城室長 そこはそうでもなくて、50条も認可の申請があって、公開による意見聴取というのがあり、相手がこないで結果的にその聴取がそのまま終わるという形ではありますけど。50条の方は、おそらく探索とかをそこまで厳密にやらなくてもいいのではないかと思いますけど、この場合もう探索の要件も満たしているので、経営管理法だけでできるのであれば、その他のところは集積計画を立てるわけですから、その一環の手続きをした方が楽なような気がします。ただ、大野市さんが気になっているのは、その不明者特例を使うときに、その筆単位で

やるものですから、この12番のところについて、公告して裁定した時に、そこに経営管理権を設定する必要性だとか、そういうところを見た時に、ここでは作業道しか通さないんですよ、施業が行われない状態でも、裁定とかできるんですか。というご疑問だとは思いますが。私個人的には別にその周りもやるので、たまたまその施業が作業道ということだったかもしれないけれど、それは十分にその必要性だとか、そういうものもあろうかと思えますし、そこで巡視とかもやるでしょうし、その他の施業、手入れも全く行わないこともないでしょうから、そこも含めて権利設定するということは十分に必要性があると思えますけれど、その辺のところが多分その作業道しかやらない場合でもできるのかどうかというご疑問だと思えます。

品川委員 作業道を設定するだけということが、最も効率的で合理的な選択だったということですから、全く問題ないことかと思えます。お話を伺ったかぎりでは、使用権であろうが森林経営管理法であろうが、どちらでもいいような気がしますが、やっぱり現場作業というのはその時に何が起きるかわかりませんので、より自由度の高い森林経営管理法を選ばれた方が安全と言えるかと思えます。

村野委員 施業が行われない状態でも裁定をできるかということに関して、県としてはこういった業務を進める上で、林野庁さんの作られているガイドラインとかQ&Aとかを参考にしながら進めていますが、Q&Aでは、間伐を伴わない作業道のみのもので集積計画の策定をすること、積極的に入れていってほしいというような記載があるので、このようなケースも経営管理制度の特例措置を使っていくのはいいと思っています。

大村係長 ありがとうございます。先ほど申し上げた2点目の論点ですが、この所有者不明部分の境界が不明ということで、そこが現に経営管理ができていない筆かどうか不明であるという状態です。それについても周囲も含めた全体がそのような状況であるから、境界は不明だが「現に経営管理ができていない」という条件がクリアできているという認識でよろしいでしょうか。はい。それでは3番目に移りまして、こちら先ほどの境界とつながってくるところですが、収益の分配方法ということで面積按分が想定されますが、今回については、所有者不明の境界がわからない、個人有林と市有林の境界もわからないということで、そもそも集積計画の輪郭が不明瞭という状態ではありますが、これについても一体で施業して、全体で按分することによって解決できるのではないかと考えておりますが、ご意見等ございましたらお願いできますでしょうか。

植木委員長 ほかに手段があるとしたらどういうことが考えられますか。按分以外に。

大村係長 大野市さん、案はございますか。

- 牧田主査 ありません。
- 大村係長 手段としてはこの割付図がございまして、こちらを地図上に貼り付けて、地形に形を合わせて境界線案としたうえで、面積を計算し、それで同意を取るという方法もあるかと思いますが。
- 片山委員 かが森林組合の片山です。大野市さんのお隣でやらせていただいております。我々のところもこういうことはよくあります。ただ、集積計画の境界というか、境がわからないということは、私はないかと思いますが。必ず境界や集積計画する区域だけはきちっとしなければならない気がしております。その中で、公図で区域というのはある程度出てくるというか、赤道や青道であったり、そういうところで境界をきちっと決めて、中の細かい個人ごとの面積や筆界については、我々も公簿面積に応じて按分で実際やったことがあります。それが本当にいいのかどうなのか、実際そうやって所有者さんにお返しをしたという事例はありますということだけお伝えします。
- 野村委員 いま片山委員がおっしゃった通りだと思いますけど、経営管理集積計画の中で配分方法を決めるという、その計算方法として面積割合という計算方法をとるのはいいと思いますけど、集積計画の中に入るのか入らないのかという、その市有地はその対象外ですとなる時に、その市有地とこの計画内の土地との境目がわからないから按分するというのは、それでいいのだろうか、やはり思いました。意地悪を言いたいわけではないですけど、そこをはっきりしていなくていいのだろうか。すごく無理して考えれば、その隣接する森林との間での配分方法みたいなものも、この計画の中で決めましたという言い方なのかもしれないですけど、ちょっと本来予定している内容は少し超えているような印象は受けるというところです。ここでの過去の議論でも、その中での内側の線は必ずしも厳密でなくていいけど、外側は決まっている必要があるのではないかと議論は過去にもあったように思っています。はい、以上です。
- 城室長 質問ですけど、いま先生がおっしゃった市との境界もそうですし、この図に載ってないこの外側との境界は、これは何らかのいわゆる我々外縁と言っていますけれど、何らかの方法で確認して施業を行うんでしょうか。
- 牧田主査 はい。外縁についてはまだ確認していませんけど、来年度以降、外縁については、森林組合さんなどに協力していただいて、改めて確認をしたいと思っています。今年と令和5年と現地調査に入っていますけど、なかなか杭を見つけられなかったのですが、もうちょっと頑張って杭を見つけ出せるようにしたいと思っています。以上です。

城室長 ありがとうございます。そうすると、外縁は最低限やるとして、野村先生がおっしゃるように、その集積計画の中と外、集積計画に定めることは集積計画に参加している人の合意事項ではあるけれど、外との話までかけるのかというのは若干疑問がありますので、一つは外縁、市との境界だけは、はっきりさせるというやり方もあるでしょうし、結構入り組んでいるので。あとちょっと特殊なのは、市もこの集積計画に入っているの、所有者間の合意、市との合意事項のような形で書くことはできない、結局その中に書いてお互いが合意すればいいので、何かできないことはないかと思っています。

野村委員 自治体はその所有者として一員になることはできないんですか。

城室長 いや、できないですね。

野村委員 確かに、行政あるいは国が保有している筆の小さいものが混じっているような時に、この仕組みだけを排除しなくてもいい感じもしますけど。おっしゃるように、それが利害関係だというような、中立じゃないみたいな話になってくると、それはそれでごもつともではありますけれども。一団の土地に混じっている自治体所有地だけ特出ししなきゃいけない、あるいは残さなきゃいけないみたいな話だとすると、誰が得するというようなところがあるのかなと思います。現状、ルールとしてはこういうふうに行っているということは理解しました。

城室長 おっしゃる通り、その面的まとまりとか効率性というのは一緒に管理した方がいいというのがありますけど。一応この集積計画とか経営管理権は権利設定だけなので、実際の施業は一緒にする。要するに周りのところはその森林組合とかに再委託して、発注はそこに一緒にするとか、そういう方法はやはりあると思います。実際、この場所も施業自体は全体として発注すると思いますので。

野村委員 確かにそうですね。

城室長 民有林の中には入ってはいませんが、所有者がやはり自ら施業ができないところに権利設定をする仕組みなので、そこに公有林が入るところで市町村自らが管理できないと言っておいて、そこを預かって管理するというのは変な話になってしまうので、やはりそこは施業の発注とか、そういう話とは少し切り離して考えて。

品川委員 私この点については割と単純な考えを持っておりまして、昔からこの区割り図を使って販売とか区分け等をされていて、それが上からのお写真と現状で齟

齟齬がないということであれば、これは仮に境界杭が一筆一筆入っていないとしても、特段今後この中のメンバー、市も含めて、誰かに特段の利益を与えるものでも、特段の不利益を与えるものでもないと思いますので、私は単純に考えてしまって大丈夫だと思います。

城室長 何度もすみません。これは一応その林況も若干スギだったりヒノキだったり樹種も違っていたりしていますけれど、その辺ももう全部含めて面積按分だけでいくということですかね。それとあと実際の所有者さんとかにはある程度当たってみるとか、そういう見込みというのは現段階でどうでしょう。

品川委員 これはそうしますと、現在、自分の持っている筆にはヒノキが何本であるということを確認に自覚されている所有者さんもいらっしゃるということですかね。

城室長 実際手入りをされていたのは昔なので、知らなければもうあれでしょうけど、中にはやはり「いや、俺のところはもっといい山だ」と言い出すと、やはりこういうのはできないですよ。

品川委員 集約的に施業することの意味合いに重きを置いてご説明申し上げそれでも、自分のところにはヒノキしかなかったはずなのでというご主張がでるということであれば、じゃあその密度がどうだったのかという問題があるわけです。そう言ったことも含めて、一体的に施業をして、トータルの利益がいくらであったということで、面積割りということで何とかご理解いただけるように。私はむしろ山林管理というのはそのようにすべきかと思います。

事務局 野村委員お願いいたします。

野村委員 その点も含めて、その集積計画4条2項の5号ですかね、所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びにその支払い時期みたいな、その中で、細かく言えば樹種とか関係なくと書けば、それが明確ということだと思います。逆に不公平ということではなくて、この計画の中に書いてあれば、それでいろいろな手続き的なものは満たすというんですかね。本人にもちゃんと計画の中で伝えていきますということよろしいのかと思います。

大村係長 先ほど野村委員のおっしゃった集積計画の範囲と、それ以外の市有林との境界の話ですが、野村委員と片山委員は境界線を引く必要があるだろうという認識ということで良いでしょうか。

片山委員 私は外縁のつもりで話をしています。

大村係長 そうすると、市有林と集積計画の境界はいらない。

片山委員 何か方法がないかなと思ってはいますけど、全体として、確かに公有林については、いまの管理制度の中には含めないということではあるかと思います。ただ、実際施業した時には、市有林も含めて施業して、そうするとお金が出ると思うんですね。そうなった時に、市から出てきた部分を何かこう別個にするというか、もしくは市はそれをもう放棄して、所有者さんに還元するという話にするとか、そういう話で何かアイデアが出ないかなという感じではあります。多分市有林と民有林との境、区域、外縁以外の内側の中の境を出せと言ったら、多分大野市さんは難しいのではないかという気がします。そうすると本当に森林整備とか経営管理制度が進まないと思うので、何か別のことを少し考えられた方がいい気がします。もし私らがやるとしたら、何か別のことを考えようかと思っています。

野村委員 私もさっき申し上げたように、そこをぜひやるべきだという話ではないんですけど、理屈から言うと、いまの考え方でいうと、市有林と個人有林の境目が外縁だという話になると思うんです。だからそこをなんかうまくごまかす方法があるのかというね。そういう意味で言うと、隣接して一緒に施業するところとの間でも、そこも含めて按分で分配するという、そこまで納得して計画に含めてしまう方法が取れてもいい気がします。ただ、それはもしかしたら脱法かもしれぬ。

城室長 でも、1対1の状態、市民で一緒に施業して面積按分で収益を分けることは別に普通にできますよね。それが市とこの1番から63番目の市となんですと考えると、だからそれを集積計画の中に書くのではなくて、別途その協定みたいな、施業した暁には面積按分、市と皆さんで分けましょうというのをまずやって、皆さんの分は集積計画に基づいて皆さんの中でまた面積按分しましょうということは別に脱法でも何でもないと思うんです。じゃあ別途の協定とは何かというと、市町村と所有者の皆さんとの合意なので、じゃあもう集積計画に同じメンバーだから書いてしまえばいいのではないかと、別になんかできるのではないかと思いますね。そこに何を書くかはもうお互い合意しているので。

野村委員 結論として、やり方としてはあり得るような気がするんで、そこが法律から読めますとっていいのかどうかというところだと思いますけど。考え方としては、私としては配分方法という中で、読み込んでやることができなくもないのではないかと申し上げたいです。

河合委員 河合です。市の方も所有者の方も境界がわからないということであれば、この区割り図で市も所有者の方もこれでいいということであれば、図上で決めてし

まっぴいという気はします。これでしたら多分 GIS を使用すれば面積もでますし、線も落とせるのでそれを使って、どうしても市の部分と集積計画の部分に分けなければいけないということでしたら、そういったものを使って市との境界を決めましたというのも一つありかと思ひました。

大村係長 それではこの3つの論点について、大野市さんからはどうですか。

牧田主査 先ほども樹種とかいろいろとあって、販売単価もそれぞればらばらなんです。色々とおそらく林齢とか樹種とかで加味して、単価を決めて販売価格を決めたのかと思ひ計算をしてみたのですが、何もこれだというものは見出せませんでした。市有林のうち、販売対象とならなかった部分については、おそらくこの部分は傾斜が急で一般の方が施業することは難しいであろうというのも売らなかった理由だろうと思ひています。現地調査で所有者不明の方のところへ行つたときに、所有者不明の筆と販売しなかった筆の境界線については、かなり急な崖になっていたのて、そこを所有者不明の12番の筆と販売しなかった筆の境界線だと推定しました。販売しなかった部分については、ある程度見えてくると思ひますけど、販売したけど売れなかった部分と皆様がお買い上げになった部分の境界については全く分からない。何度か現地に行つているのですが、この境界を決めるのはなかなか難しいだろうと思ひています。境界を図上で決めるというのも考えていまして、森林組合さんにご協力いたひいて、ドローンで撮影して、公図を使った区割り図を重ねてみることをはじめようとしています。ただそれで所有者の皆さんが納得いくものができるかどうかはわからないので、所有者の皆さんといろいろとお話をしながら集積計画の作成を進めたいと思ひています。以上です。

大村係長 ありがとうございます。こちらの大野市さんの案件につきましては各委員の皆様から様々なご意見もいただきましたので、こういったご意見を参考にまた進めていたひいて、林野庁も相談に乗りますし、一緒に進めていけたらと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。皆様その他ご意見はよろしいでしょうか。

事務局 それではありがとうございます。そろそろお時間になつてまいりましたので、ケーススタディについてはこの辺りで結びとさせていただきます。それではここで5分間の休憩を入れさせていただきます。15:30から再開となりますので、よろしくお願ひいたします。

【3. 改正法の施行に向けた検討事項について】

事務局 それではお時間になりましたので委員会を再開いたします。ここからは林野庁から、改正森林経営管理法に係る検討事項として、資料3を使いながらご説明いたします。説明は森林利用課の大村係長お願いいたします。

(検討段階の内容を含むため、省略)

大村係長 それでは、議事については全て終了しました。そろそろ時間がまいりましたので、これにて改正森林経営管理法にかかる検討事項については結びとします。皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。本日の議題については以上となりますので、ここで城より一言、申し上げます。

城室長 本日は朝からこの時間まで非常に盛りだくさんの内容で、山にも行って現地も見ているいろいろなお話も聞き、また、こちらの会議室ですけど、非常に濃密な意見交換をさせていただきました。我々がちょっと十分に整理しきれなかったところもございますので、そこは率直におわびいたしますけれど。我々も悩みながらやっております、今日も非常に建設的なご意見、温かいご意見もいただきましたので、また更にそれを参考に整理し直して、また皆様にも引き続きご意見を伺いたいと思います。制度は進んでおりますし、また4月から新しい制度も始まりますので、とにかく市町村の方々と事業者の方々、所有者の方々にうまく使ってもらえるような制度にするべく、引き続き研鑽していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。そうしましたら、植木委員長からも一言いただけますでしょうか。

植木委員長 どうも朝から一日ご苦勞様でした。非常に充実していた日だったと思っております。現場を見て、実態に触れながら議論するという中において、非常に多くの学びがあったと実感しております。また、後半の改正法に関する議論では、非常に難しい内容であって、説明を受けながら頭の中で考え、整理しようとするのですが、なかなか腑に落ちない点も多い。法律的な文言だとか文脈に沿った理解という点で私自身がまだ不慣れなせいもあると思うのですが、焦点とされる限定箇所の説明だけでは、理解が十分に深まらないだけでなく、さまざまな解釈ができて頭の整理がつかないということがあります。ですから関連する前提部分も併せて説明していただければ議論しやすいと感じました。また、お願いが一つあるんですが、今回の議論をもう一度整理して、再度皆さんにそれ

を検討してもらうことになると思うのですが、こうした法的解釈を必要とする課題について特にですが、個人あてにメールにて宿題的にお願いすることは、できるだけ避けていただければありがたい。むしろ、こういう場で説明を受けて、その上で法律の専門であられる品川先生だとか野村先生の議論を交える、すると良くわかってきます。事務局は様々なケースを前提に、法的解釈は大丈夫か、他に代替案はあるのか等々、委員の意見を聞きたいという気持ちも分かります。しかし委員もそれぞれの仕事を抱え、その上で難しい宿題を課せられるとなると結構厄介ではないかと思っております。本日の議論をまた整理していただいて、できれば車座になって議論してもらえればありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。どうも皆さん、本日はお疲れ様でした。

事務局

ありがとうございます。本日は各委員の皆様、大変貴重なコメントをいただきましてありがとうございました。今後ですね、改正法の施行ガイドラインの改訂等に向けて、本日の議題も含めまして検討していくことになろうかと思えます。それでは皆様、本日はお疲れ様でございました。ありがとうございました。